

# 日本の銃器情勢

(令和3年版)

～銃器犯罪のない社会を!!～



警察庁刑事局組織犯罪対策部  
薬物銃器対策課

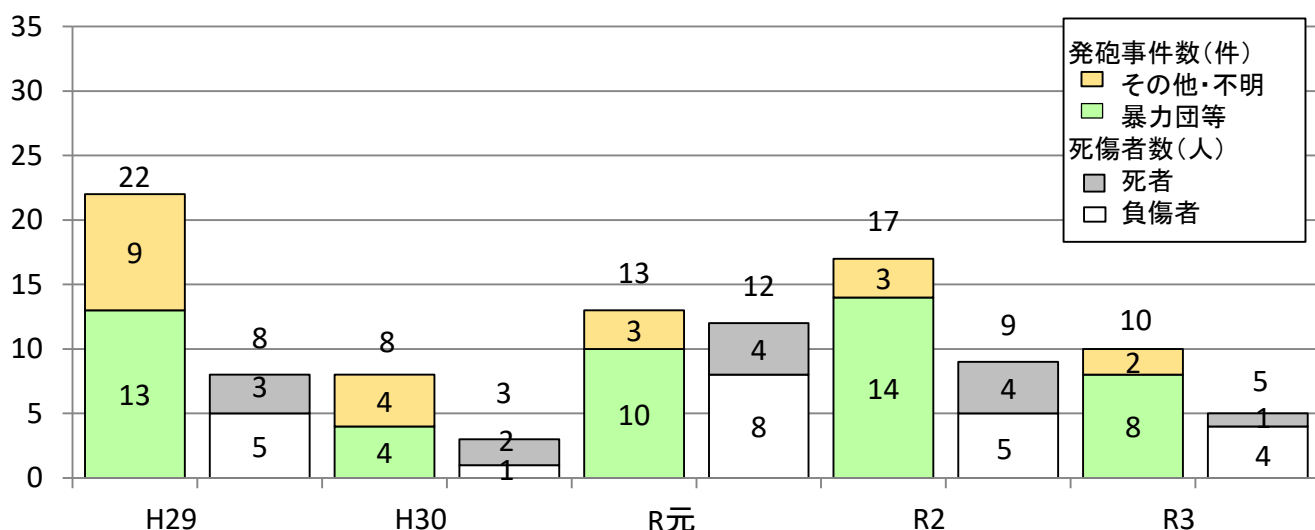
# 銃器発砲事件の発生状況

令和3年における銃器発砲事件※<sup>1</sup>の発生事件数※<sup>2</sup>は10件（前年比－7件）、このうち暴力団等によるとみられるものは8件（前年比－6件）で、六代目山口組と神戸山口組との対立抗争に起因するとみられるものが1件発生しました。

銃器発砲事件による死傷者数は5人（死者1人、負傷者4人）であり、このうち暴力団構成員等は3人（死者0人、負傷者3人）でした。

暴力団の対立抗争に起因するものをはじめ、依然として平穏な市民生活に対する重大な脅威となる銃器発砲事件が発生しています。

銃器発砲事件数及び銃器発砲事件による死傷者数の推移  
(平成29年～令和3年)



| 区分 \ 年次            | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|--------------------|-----|-----|----|----|----|
| 発砲事件数(件)           | 22  | 8   | 13 | 17 | 10 |
| 暴力団等※ <sup>3</sup> | 13  | 4   | 10 | 14 | 8  |
| その他・不明             | 9   | 4   | 3  | 3  | 2  |
| 死傷者数(人)            | 8   | 3   | 12 | 9  | 5  |
| 死者数                | 3   | 2   | 4  | 4  | 1  |
| 負傷者数               | 5   | 1   | 8  | 5  | 4  |

※1 銃器発砲事件とは、銃砲を使用して金属性弾丸を発射することにより、人の死傷、物の損壊等の被害が発生したもの及びそのおそれがあったものをいう（過失及び自殺を除く）。

※2 銃器発砲事件の事件数及び死傷者数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

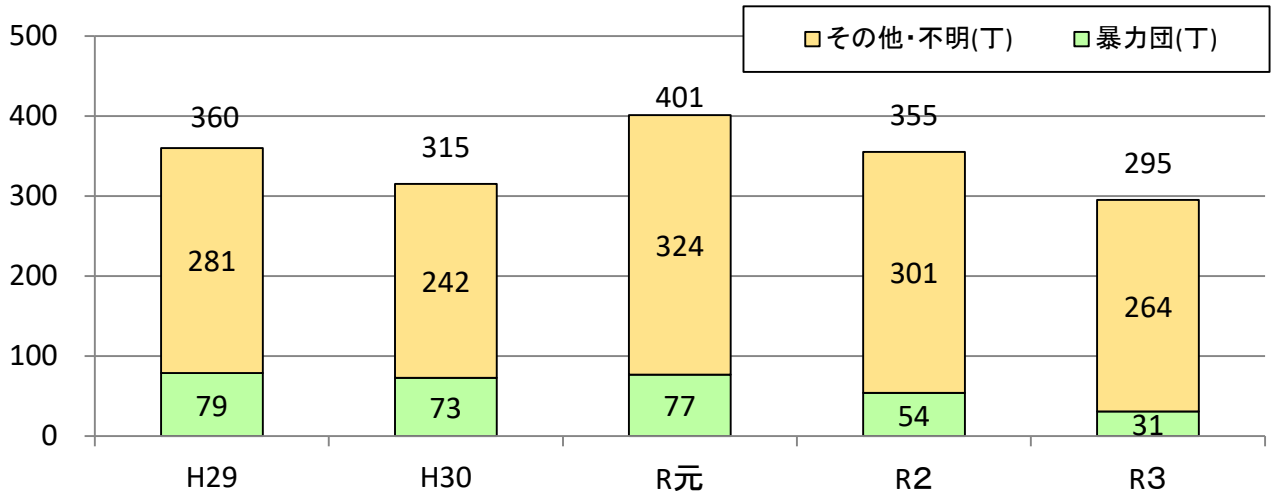
※3 「暴力団等」の欄は、暴力団等によるとみられる銃器発砲事件数を示し、暴力団構成員等による銃器発砲事件数及び暴力団の関与がうかがわれる銃器発砲事件数を含む。

# 拳銃の押収状況

令和3年における拳銃の押収丁数※4は295丁（前年比－60丁）でした。

このうち暴力団の管理と認められる拳銃は31丁（前年比－23丁）で、組織別で見ると、六代目山口組が21丁（構成比率67.7%）、神戸山口組が1丁（同3.2%）、稲川会が1丁（同3.2%）、住吉会が2丁（同6.5%）などとなっています。

拳銃の押収状況の推移(平成29年～令和3年)



| 区分 \ 年次   | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 拳銃押収丁数    | 360 | 315 | 401 | 355 | 295 |
| 暴力団※5(丁)  | 79  | 73  | 77  | 54  | 31  |
| その他・不明(丁) | 281 | 242 | 324 | 301 | 264 |

インターネットのオークションサイトや掲示板等を端緒として押収した拳銃の押収丁数は36丁（前年比－5丁）でした。

インターネット関連の拳銃押収状況(平成29年～令和3年)

| 区分 \ 年次 | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|---------|-----|-----|----|----|----|
| 押収丁数    | 37  | 29  | 54 | 41 | 36 |

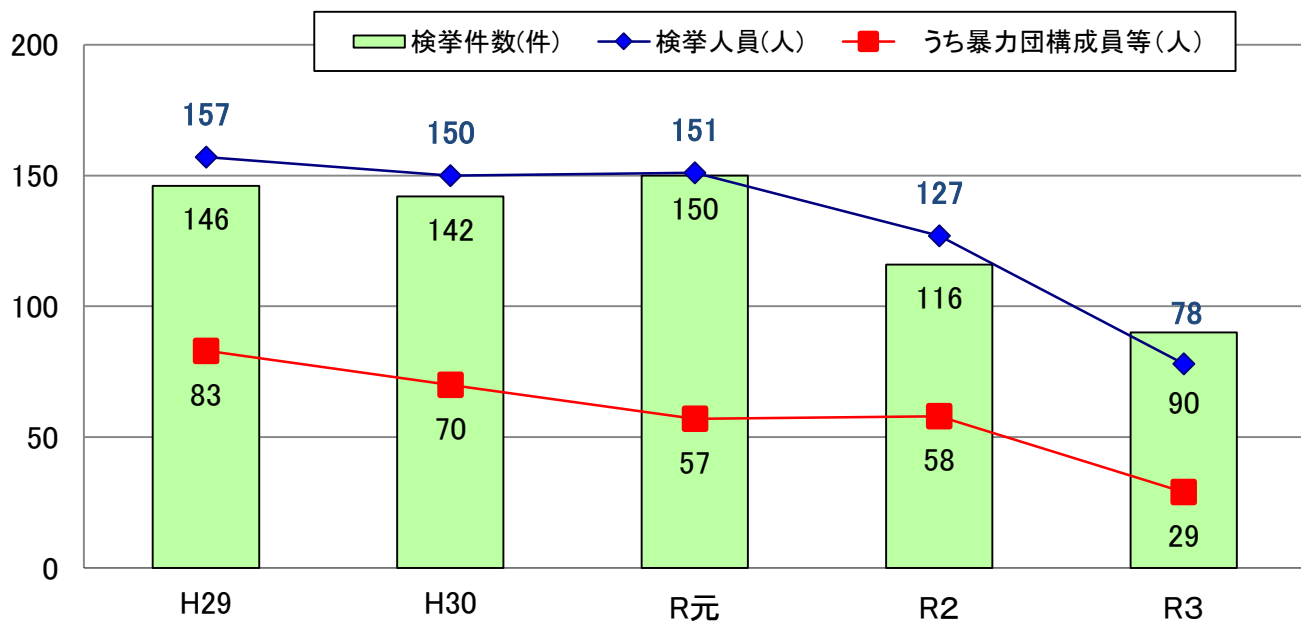
※4 拳銃の押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。  
 ※5 表中の「暴力団」の欄は、暴力団からの拳銃押収丁数を示し、暴力団の管理と認められる拳銃の押収をいう。

# 拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法違反事件の検挙状況

令和3年における拳銃及び拳銃部品に係る銃砲刀剣類所持等取締法（以下「銃刀法」という。）違反事件の検挙件数は90件（前年比-26件）、検挙人員は78人（前年比-49人）で、このうち暴力団構成員等の検挙人員は29人（前年比-29人）でした。

暴力団構成員等の検挙人員を組織別で見ると、六代目山口組が12人（構成比率41.4%）、神戸山口組が7人（同24.1%）、稲川会が4人（同13.8%）、住吉会が1人（同3.4%）などとなっています。

拳銃及び拳銃部品に係る銃刀法違反事件の検挙状況の推移  
(平成29年～令和3年)



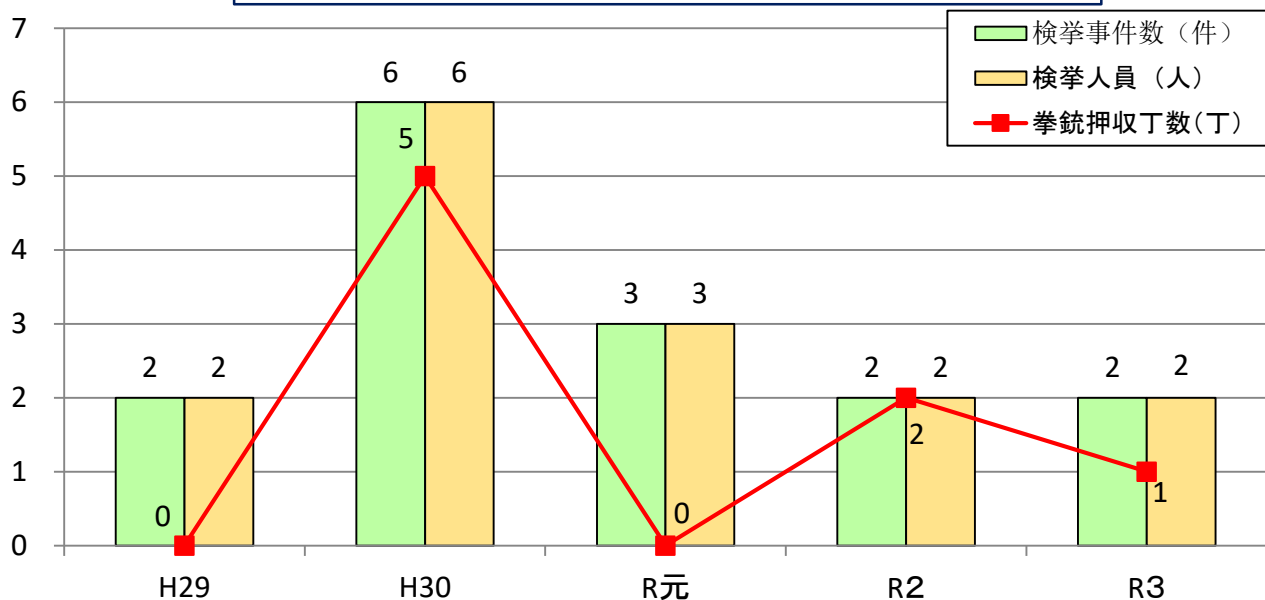
| 区分 \ 年次   | H29 | H30 | R元  | R2  | R3 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|----|
| 検挙件数(件)   | 146 | 142 | 150 | 116 | 90 |
| 検挙人員(人)   | 157 | 150 | 151 | 127 | 78 |
| うち暴力団構成員等 | 83  | 70  | 57  | 58  | 29 |

# 拳銃等密輸入事件の摘発状況

令和3年における拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件<sup>※6</sup>の検挙事件数は2事件（前年比±0事件）、検挙人員<sup>※7</sup>は2人（前年比±0人）で、密輸入事件に係る拳銃の押収は1丁（前年比-1丁）でした。

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙については、例年3件前後で推移していますが、我が国で押収される真正拳銃の大半は外国製となっています。

拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の摘発状況  
(平成29年～令和3年)



| 区分 \ 年次   | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 |
|-----------|-----|-----|----|----|----|
| 検挙事件数(件)  | 2   | 6   | 3  | 2  | 2  |
| 検挙人員(人)   | 2   | 6   | 3  | 2  | 2  |
| 拳銃押収丁数(丁) | 0   | 5   | 0  | 2  | 1  |

※6 拳銃及び拳銃部品等の密輸入事件の検挙事件数及び押収丁数は、実務統計（警察庁において調査等により集計する数値）による。

※7 検挙事件数及び検挙人員には、拳銃の密輸入事件（予備を含む。）のほか、拳銃部品及び実包のみの密輸入事件を含む。

# 拳銃発砲事件の検挙事例

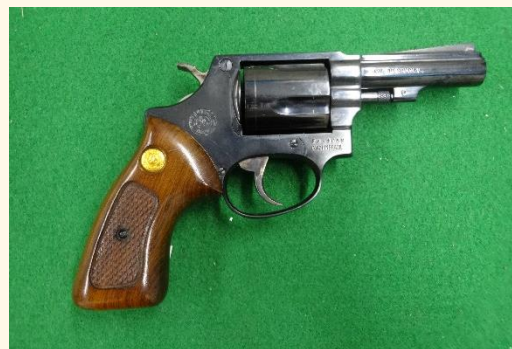
## 六代目山口組傘下組織組員による拳銃使用の殺人未遂事件 (岡山県警察)

令和3年5月に、岡山県倉敷市内の神戸山口組傘下組織組長宅において、玄関扉に向けて拳銃を発射した事件で、六代目山口組傘下組織組員を殺人未遂等で逮捕し、拳銃2丁及び実包31個を押収した。

# 拳銃所持事件の検挙事例

## 事例1 六代目山口組傘下組織幹部らによる拳銃所持事件 (鳥取県警察)

岡山県美作市内の集合住宅において、拳銃1丁及び実包6個を押収し、令和3年11月、六代目山口組傘下組織幹部ら2人を銃刀法違反(拳銃加重所持)等で逮捕した。



## 事例2 モデルガンを改造した拳銃所持事件(警視庁・愛知県警察)

愛知県名古屋市内の集合住宅において、モデルガンを改造した改造拳銃8丁と模造拳銃2丁を押収し、令和3年9月、無職の男を銃刀法違反(複数所持等)で逮捕した。



# 身近に潜む銃器!! あなたの情報提供をお待ちしています。

## 「拳銃110番報奨制度」を知っていますか？

フリーダイヤル「0120-10-3774 (ジュウ ミナナシ)」により、都道府県警察が、拳銃その他の銃器等に関する情報を受け付けています。その情報提供によって、

**拳銃やその他の銃器等が押収され、かつ、被疑者検挙に至った事案**

を対象として、**報奨金**を支払う制度があります。

※ 詳しくは次のページをご覧ください。

## インターネット上の違法銃器に関する情報を見逃していませんか？

オークション、フリマ、SNS等のサイトに、**真正拳銃、改造拳銃、実弾が発射可能なモデルガン**等違法銃器の販売や取引に関する情報が掲載されていることがあります。

これら違法銃器に関する情報も「**拳銃110番報奨制度**」の対象となりますので、見つけた場合は**フリーダイヤルに連絡**してください。

## 旧軍用拳銃が眠っていませんか？

旧軍用拳銃は、大事な遺品であっても、**所持することが法律で禁止**されています。

子供たちがもてあそんで思わぬ事故につながったり、盗まれて犯罪に使用される危険性があります。

**発見した場合は速やかに最寄りの警察署に届け出**てください。

# 拳銃 110 番報奨制度

フリーダイヤル

0120-<sup>ジュウ</sup>10-<sup>ミナナシ</sup>3774

情報提供にご協力ください。



「拳銃を見た!」



「インターネット上で拳銃  
が売られている!」



「暴力団員風の者が空き  
家・貸倉庫に出入りして、何  
かを隠していた!」



## 報奨金 の 支払い

- 報奨金は、**通報により拳銃その他の銃器等が押収され、かつ、被疑者の検挙に至った事案**を対象とします。
- 実名による通報の場合には、その金額は、通報により拳銃が1丁押収された場合に10万円が目安です。

※ 報奨金は、一定の金額の範囲内において、通報や検挙された事件の内容、通報者の捜査手続への協力状況等を個別に勘案して算定されることとなります。

※ 報奨金の支払の際には、警察から通報者に対し改めて連絡がなされることとなります。

### 匿名通報の取扱い

- 通報者が匿名とすることを希望した場合には、氏名、住所等の確認に代えて、警察から示された情報の選別番号と暗証番号を告げ、警察に対する連絡を行うこととなります。  
なお、この場合、報奨金の金額は、10万円以内で算定されることとなります。

### 報奨金が支払われない場合

- 拳銃その他の銃器等が押収されない場合
- 被疑者が検挙されない場合
- 提供された情報を既に警察が把握している場合  
(事件の立証等の観点から必要と認められる場合は除きます。)
- 通報者が事件の共犯者であったり、その情報を得るために違法な行為等があったと認められる場合
- その他報奨金を支払うことが不適当と認められる場合
- 匿名とすることを希望した通報者から、通報後6か月以内に警察に対して連絡がない場合
- フリーダイヤル以外の方法による情報提供の場合

警察庁